

地域の安全・安心のための目黒区と目黒区内郵便局の 協力に関する協定書

目黒区（以下「甲」という。）と目黒区内郵便局（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地域の安全・安心に支障となるような事象の情報提供に関する乙の協力について必要な事項を定めることにより、甲による当該事象への早期の対応を図り、もって安全・安心な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（協力の内容）

第2条 乙は、区内における郵便物の集配等の業務中に次に掲げる事象を発見した場合には、当該業務に支障のない範囲で、甲にその情報を提供するものとする。

- （1）高齢者、障害者、子どもその他の区民についての何らかの異変
- （2）道路の損壊等の異状
- （3）不法投棄が疑われる事象
- （4）その他、安全・安心な地域社会の実現に支障となるような事象

2 前項の規定による情報の提供に当たっては、個人情報の保護に関する甲乙それぞれの規程に基づき、適切に対応するものとする。

3 第1項の規定により情報を提供するための手続の詳細については、甲乙合意の上、決定する。

（免責）

第3条 乙は、前条の規定による情報の提供の有無及び内容に関し、甲に対しその責任を負わないものとする。

（情報交換）

第4条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑かつ効果的に推進するため、定期的に情報交換を行うものとする。

（遵守事項）

第5条 甲及び乙は、この協定に関して知り得た情報をこの協定締結の目的以外の目的に利用し、又は他に漏らしてはならない。この協定を解除した後に

においても同様とする。

(期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙からこの協定を終了させる旨の意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から1年間、この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第7条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年3月2日

甲 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号

目黒区長 青木英二

乙 東京都目黒区目黒本町一丁目15番16号

目黒区内郵便局代表
日本郵便株式会社目黒郵便局

局長 高山明